

議案第 5 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年墨田区条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 3 号中「4 9 0 円」を「9 5 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第 4 条の規定により支給された福祉現業手当は、この条例による改正後の第 4 条の規定により支給する福祉現業手当の内払とみなす。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る業務に従事した場合に支給する福祉現業手当の上限額を 4 9 0 円から 9 5 0 円に改める必要がある。